別表六の二（三十一）　特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

各連結法人における計算

特定復興産業集積区域又は避難解除区域等において雇用した場合	認定地方公共団体の指定又は福島県知事の確認を受けた日	1	・　・	
	当期の適用期間内における被災雇用者等又は避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額	2		円
	同上のうち損金の額に算入される金額	3		
	同上のうち特定給与等の額	4		
	個別税額控除相当額 $((3)-(4))\times\frac{10}{100}+(4)\times\frac{7}{100}$	5		
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 $\left((30)\times\frac{(3)}{(16)}\right)$ 又は $\left((30)\times\frac{(5)}{(18)}\right)$	6		
企業立地促進区域等において雇用した場合	震災特例法第25条の３の２第１項の表の各号の適用号	7	第１号・第２号・第３号	
	福島県知事の認定又は指定を受けた日	8	・　・	
	当期の適用期間内における(7)の適用号に係る雇用者に対して支給する給与等の額	9		円
	同上のうち損金の額に算入される金額	10		
	個別税額控除相当額 $(10)\times\frac{10、15又は20}{100}$	11		
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 $(30)\times\frac{(11)}{(25)}$	12		
法人税額の特別控除額の個別帰属額 (6)又は(12)		13		

各連結法人の合計額の計算

調整前連結税額 （別表一の二「2」）		14		円
特定復興産業集積区域等において雇用した場合	当期の適用期間内における雇用者に対して支給する給与等の額の合計額 （各連結法人の(2)の合計）	15		
	同上のうち損金の額に算入される金額 （各連結法人の(3)の合計）	16		
	同上のうち特定給与等の額 （各連結法人の(4)の合計）	17		
	個別税額控除相当額の合計額 （各連結法人の(5)の合計）	18		
企業立地促進区域等において雇用した場合	(7)が第１号である連結法人の当期の適用期間内における雇用者に対して支給する給与等の額の合計額 （各第１号連結法人の(9)の合計）	19		
	同上のうち損金の額に算入される金額 （各第１号連結法人の(10)の合計）	20		
	(7)が第２号である連結法人の当期の適用期間内における雇用者に対して支給する給与等の額の合計額 （各第２号連結法人の(9)の合計）	21		
	同上のうち損金の額に算入される金額 （各第２号連結法人の(10)の合計）	22		
	(7)が第３号である連結法人の当期の適用期間内における雇用者に対して支給する給与等の額の合計額 （各第３号連結法人の(9)の合計）	23		
	同上のうち損金の額に算入される金額 （各第３号連結法人の(10)の合計）	24		
	個別税額控除相当額の合計額 （各連結法人の(11)の合計）	25		
税額控除限度額 $\left((16)\times\frac{10又は20}{100}\right)$、$\left(((16)-(17))\times\frac{10}{100}+(17)\times\frac{7}{100}\right)$ 又は $\left((20)\times\frac{20}{100}+(22)\times\frac{10}{100}+(24)\times\frac{15}{100}\right)$		26		
当期税額基準額 $(14)\times\frac{20}{100}$		27		
当期税額控除可能額 ((26)と(27)のうち少ない金額)		28		
調整前連結税額超過構成額 （別表六の二(三)「7の㉛」）		29		
法人税額の特別控除額 (28)－(29)		30		

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）